

8 地域密着型サービス等について

(1) 地域密着型サービスに係る市町村独自の高い報酬の設定について

- 小規模多機能型居宅介護及び夜間対応型訪問介護については、市町村が独自に設定した指定基準において、サービスの質を確保するための特別な要件を課している場合等で、市町村からの申請に基づき厚生労働大臣が個別に認定した際には、当該市町村においては、通常よりも高い報酬を算定できることとされている。
- 現時点で厚生労働大臣が個別に認定する市町村独自の高い報酬や手続の概要（案）については、別紙のとおりである。
その詳細については、まとめ次第、お示しする。

【関係告示等】

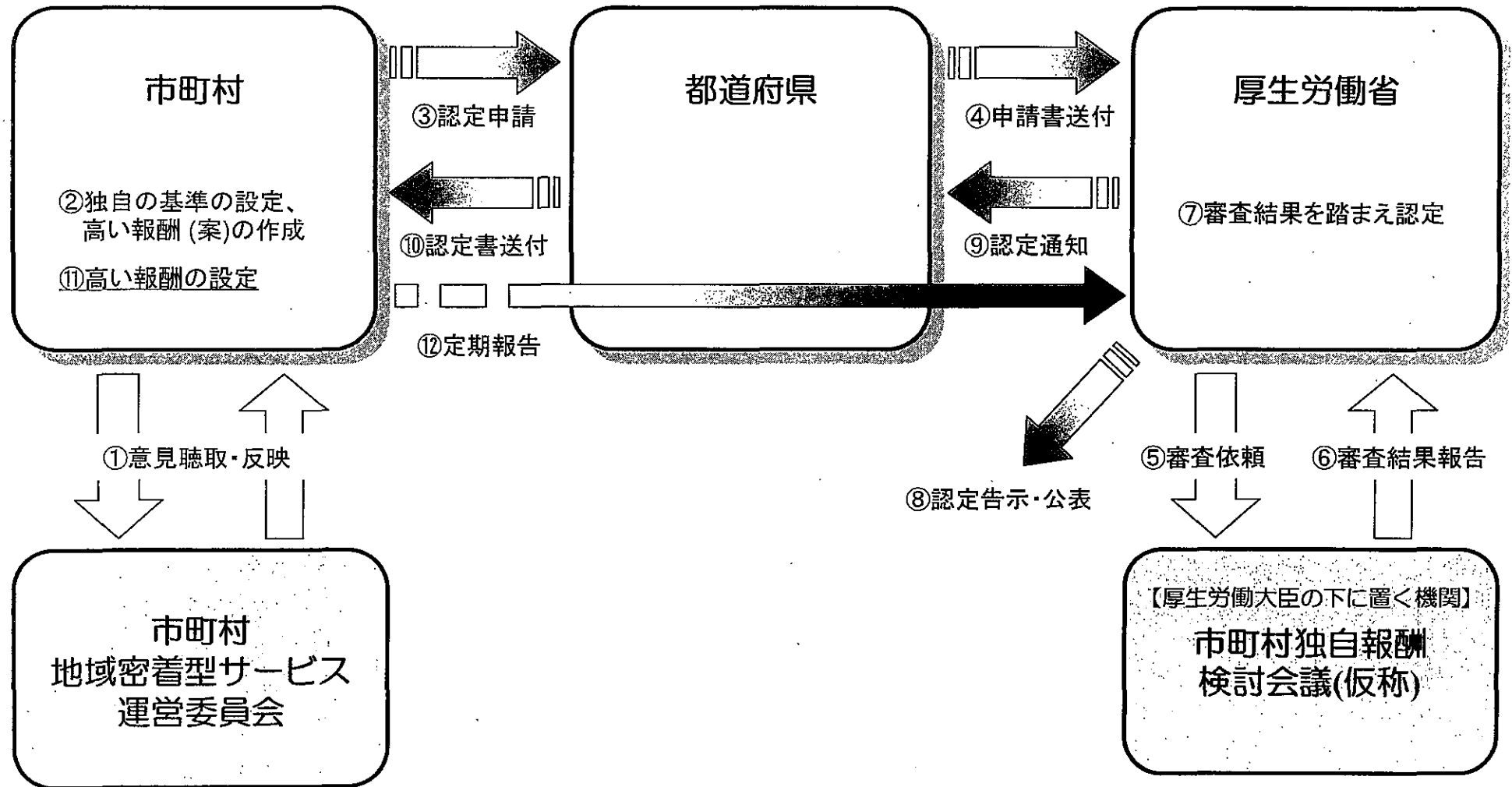
- 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第126号）
四 夜間対応型訪問介護及び小規模多機能型居宅介護に係る指定地域密着型サービスに要する費用の額は、前3号の規定にかかわらず市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の申請に基づき、厚生労働大臣が認めた場合に限り、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定することができるものとする。
- 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日老計発第0331005号、老振発第0331005号、老老発第0331018号 厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知）

第二の1

(11) 厚生労働大臣の認定による介護報酬の設定

夜間対応型訪問介護費及び小規模多機能型居宅介護費については、介護保険法第78条の4第4項の規定に基づき市町村が独自に設定した人員、設備及び運営に関する基準において、サービスの質を確保するための特別な要件を課している場合等で、市町村からの申請に基づき厚生労働大臣が個別に認定したときは、市町村が通常の報酬よりも高い報酬を算定できることとしている。この取扱いについては、平成18年度中に厚生労働大臣の認定その他の手続等について検討し、実際の認定手続を経た上で、平成19年4月1日以降に算定する予定としている。

市町村独自の高い報酬設定までの流れ(案)



ア 市町村独自の高い報酬の設定の考え方（案）

(ア) 全般について

- 高い報酬は、加算方式とする。
- 市町村が独自に定める指定基準等の要件は様々なものが想定され、厚生労働大臣が定める告示において一律に高い報酬を設定することは難しいことから、市町村が独自に定める要件に柔軟に対応できるよう、高い報酬には段階を設定し、市町村は、いずれの段階に該当するかについて具体的な要件を明確にして申請し、厚生労働省でその内容を審査した上、いずれの段階の報酬に該当するかを決定する。

(イ) 小規模多機能型居宅介護費の高い報酬について

- 3段階で設定することとし、要介護区分を問わず、同じ単位数を加算することとする。
- 小規模多機能型居宅介護費の高い報酬(加算単位数)
1月につき次のいずれかの単位数
①〇〇〇単位 ②〇〇〇単位 ③〇〇〇単位
- 高い報酬の段階決定に当たっては、次の4要件のうち、Aの要件を必須とし、Aの要件のみを満たすものは①の報酬、Aの要件及びB～Dのうち1要件を満たすものは②の報酬、Aの要件及びB～Dのうち2要件以上を満たすものは③の報酬とすることとする。
 - A 認知高齢者と職員とのなじみの関係の確保に関する要件
 - B 専門性の高い人材の確保に関する要件
 - C 他の事業者や地域との連携強化に関する要件
 - D その他市町村からの提案によるもので、利用者へのサービスの質の向上に資すると認められる要件

(ウ) 夜間対応型訪問介護費の高い報酬について

① 夜間対応型訪問介護費（I）

(i) 「基本夜間対応型訪問介護費」

- 2段階で設定することとする。
- 「基本夜間対応型訪問介護費」の高い報酬(加算単位数)
1月につき次のいずれかの単位数
①〇〇単位 ②〇〇単位

- 高い報酬の段階決定に当たっては、次の3要件のうち、1要件を満たすものは①の報酬、2要件以上を満たすものは②の報酬とすることとする。
 - A 利用者への定期的な状況把握の確保に関する要件
 - B 地域における支援体制の確保に関する要件
 - C その他市町村からの提案によるもので、利用者へのサービスの質の向上に資すると認められる要件

(ii) 「定期巡回サービス費」、「随時訪問サービス費(I)」及び「随時訪問サービス費(II)」

- 1段階のみとし、それぞれ、訪問1回につき同じ単位数を加算することとする。
- 「定期巡回サービス費」、「随時訪問サービス費(I)」及び「随時訪問サービス費(II)」の高い報酬(加算単位数)
 - 専門性の高い人材の確保に関する要件に該当する場合、訪問1回につき○○単位

② 夜間対応型訪問介護費(II)

- 3段階で設定することとする。
- 「夜間対応型訪問介護費(II)」の高い報酬(加算単位数)
 - 1月につき次のいずれかの単位数
 - ①○○○単位 ②○○○単位 ③○○○単位
- 高い報酬の段階決定に当たっては、次の4要件のうち、1要件を満たすものは①の報酬、2要件を満たすものは②の報酬、3要件以上を満たすものは③の報酬とすることとする。
 - A 利用者への定期的な状況把握の確保に関する要件
 - B 地域における支援体制の確保に関する要件
 - C 専門性の高い人材の確保に関する要件
 - D その他市町村からの提案によるもので、利用者へのサービスの質の向上に資すると認められる要件

(エ) 市町村独自報酬検討会議(仮称)について

- 市町村から申請された具体的な要件が、(イ)のA~D、(ウ)①(i)のA~C、同(ii)の要件、(ウ)②のA~Dに該当するかどうかは、有識者で構成する市町村独自報酬検討会議(仮称)の審査により判定する。

(オ) 手続き等

- 市町村独自の高い報酬は、独自の基準等の要件を満たす事業所についてのみ算定するものであり、独自の基準等の要件を満たさない事業所については、通常の報酬を算定する。
- 厚生労働大臣の認定は年2回とし、市町村からの申請期間も年2回設ける。
(平成20年度は平成19年度の申請状況を踏まえ検討する。)
- 市町村独自の高い報酬は平成18年4月の報酬改定で設けられたものであり、平成21年3月末(次回の報酬改定前)まで効力を有するが、次回の報酬改定以降もその効力が保障されているわけではない。
- 市町村独自の高い報酬の設定に当たっては、都道府県等の審査支払等システムの改修は行わず、既存のシステムを活用した手続きで対応する予定である。